

平成 29 年度 安全振興会のご案内



平成 28 年度高 P 連広報紙コンクール安全振興会写真賞受賞作品（県立神奈川工業高等学校 P T A 会報 168）

保護者の皆様へ

平成 29 年度版「安全振興会のご案内」をお届けします。

本会は昭和 52 年に県立高等学校 P T A 連合会（以下 高 P 連）の事業の一つとして発足し、昭和 56 年に財団法人として設立された相互扶助の会です。見舞金の給付、学校安全の普及充実、修学奨励金の給付の 3 事業を行っています。平成 25 年 12 月 2 日より一般財団法人に移行し、団体名称を一般財団法人神奈川県立高等学校安全振興会に変更しました。

残念ながら、学校生活上における災害はなかなかなくなりません。これらの災害の中には、勉学を中断しなければならないケースもあり、災害に遭った生徒・保護者の経済的・精神的苦痛は計り知れないものがあります。学校管理下の災害の共済制度としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが見舞金や医療費の給付を行っていますが、その額は必ずしも十分とはいえません。本会は、同センターの給付金の不足を補うために、死亡見舞金、障害見舞金、負傷等見舞金、義歯見舞金、供花料の給付を行っています。平成 28 年度も 10 月末現在で、1,014 件の見舞金を給付しました。本会见舞金給付事業は、PTA・青少年教育団体共済法に基づく共済として実施しています。

入会の資格は県立高校、特別支援学校（高等部）及び中等教育学校の生徒の保護者であることとなっています。平成 28 年度の県立高校は、全日制・定時制の全校、通信制の 1 校及び中等教育学校の全校が加入をしています。

本会は、高 P 連と県立学校長会（以下 校長会）及び学識経験者等の代表者が評議員・理事・監事を構成して運営しています。これらの役員等は全員無給で運営に参画しています。

新入生の保護者の皆様には、本会の趣旨にご賛同をいただき、万一の災害に備えて多くの皆様にご加入していただきたいと思ひます。また、在校生の保護者の皆様におかれましては、前年度同様引き続きご加入くださるようお願い申し上げます。

なお、平成 27 年 12 月より、事務局が移転いたしました。

一般財団法人 **神奈川県立高等学校安全振興会**
〒231-0023 横浜市中区山下町 1 番地 シルクセンター 326 号室
電話 045-274-8189 / FAX 045-274-8190
<http://www.kanagawa-hsanzen.or.jp>

安全振興会のあらし

諸規則や事業内容の詳細はホームページをご覧ください。

I 共済（見舞金給付）

・詳細は共済規程をご覧ください。（本会ホームページで閲覧できます。）

※「独立行政法人日本スポーツ振興センター」については、「スポーツ振興センター」の略称を用いた。

見舞金の種類、給付額、支給要件

（死亡・障害・負傷等見舞金は、スポーツ振興センターの災害の認定に準じます。）

- 死亡見舞金：スポーツ振興センターの給付額の70%
最高額1,960万円
- 障害見舞金：スポーツ振興センターの給付額の70%
最高額2,639万円
- 負傷等見舞金：同一の事由による災害に対するスポーツ振興センターの医療費給付額の合計が1万5千円以上となったとき、スポーツ振興センターの給付額の60%
- 義歯見舞金：学校管理下の災害による負傷のため、歯科補綴を受けた場合、障害見舞金の対象とならない2本以下の歯科補綴の場合、1本あたり5万円
- 特別見舞金：スポーツ振興センターの見舞金給付対象にならない特別な事情による災害で、課外活動に準ずる場合等で、かつ、死亡或いは障害の場合。理事会が給付を決定したとき、死亡見舞金、障害見舞金の額のそれぞれ50%を限度。

共済期間、安全振興会の責任開始期

共済期間は、4月1日から当該年度末までの1年間です。ただし、期間途中で加入した者については、加入日の翌日からとなります。

支給制限、時効

- (1) 次のようなときは見舞金給付の全部または一部の給付を行いません。詳細は共済規程によります。
- ア 同一の負傷又は疾病に係る負傷等見舞金については、スポーツ振興センターの医療費の支給開始後、10年を経過したとき以降
 - イ 非常災害
 - ウ 災害が自己の故意又は重大な過失によるとき（中等教育学校の前期課程を除く。）
- (2) 見舞金の請求をする権利は、給付事由が生じた日から3年間行わないときは、消滅します。

共済掛金、会費

(円)

学 校・ 課 程	会費内訳			合 計
	純掛金	付加共済掛金	一般会費	
高 等 学 校 全	702	378	120	1,200
定	351	189	60	600
通	105	57	18	180
中 等 教 育 学 校	702	378	120	1,200

$$\begin{aligned} \text{共済掛金} &= \text{純掛金} + \text{付加共済掛金} \\ \text{会 費} &= \text{共済掛金} + \text{一般会費} \end{aligned}$$

会費減額

「会費減額申請資格基準」に該当する者について申請があれば会費を1/2減額します。基準の内容は「修学奨励金給付基準」第2条の(1)(2)と同じです。（次ページに掲載）申請と返金は学校を通して行います。

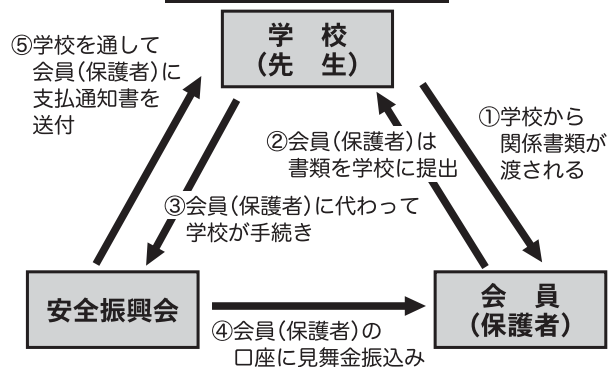
加入手続き

学校を通して一括して本会に申し込みをいただいております。

見舞金請求の手続き

スポーツ振興センターから医療費・見舞金が支給された後に、学校を通して、本会に各種見舞金の「支払請求書」を提出します。本会は、規定に従って給付額を決定し、会員（保護者）の口座に見舞金を振込みます。また、会員（保護者）と学校長宛ての見舞金支払通知書を学校に送付します。

請求手続きの手順



共済掛金の払い戻し

会員（保護者）が退会した場合は、未経過期間に対し月割をもって計算した共済掛金（純掛金+付加共済掛金）から手数料を差し引いた額を、学校を通じて返還します。た

だし、返還額が100円未満の場合は、返還しません。なお、「手数料」は500円とし、「手数料を差し引いた額」は10円未満を切り捨てて算出します。（なお、一般会費については返還しません。）

学校管理下とは

見舞金給付の条件となる「学校管理下」は、スポーツ振興センター法施行令の規定に準じます。

1. 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けているとき。
2. 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導（部活動等）を受けているとき。
3. 休憩時間中に学校にいるとき。その他、校長の指示または承認に基づいて学校にいるとき。
4. 通常の経路及び方法により通学するとき。
5. 以上の場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合。

見舞金の給付状況

平成27年度の見舞金給付状況は次のとおりです。

死亡見舞金	1件	6,860,000円
障害見舞金	5件	6,146,000円
負傷等見舞金	1,951件	80,758,600円
義歯見舞金	32件	2,150,000円
計	1,989件	95,914,600円

II 安全の普及充実の仕事

災害が起きてからの被害者の救済も大切ですが、その前に災害に遭わない、災害を起ささないことがより大切なことです。

安全振興会は、生徒の安全意識の高揚と学校安全及び安全な生活環境の整備を目指した事業を行っています。

1. 作文コンクールの実施

「安全又は健康」をテーマに、県立高校、特別支援学校高等部及び中等教育学校の生徒から広く作品を募ります。優れた作品は『安全振興会のご案内』等に掲載します。平成28年度は870編の応募がありました。最優秀賞の2編を裏面に掲載しました。

2. ポスターコンクールの実施

安全推進月間キャンペーン用と作文コンクール募集用のポスターコンクールを、県高等学校文化連盟（以下 高文連）美術・工芸専門部に委託して、実施しています。優れた作品をポスターに作成し、各県立学校に配布しています。平成28年度は142点の応募があり、入澤友香さん（横須賀総合高校3年）と川畑聡美さん（横浜隼人高校3年）の作品が、最優秀賞に選ばれました。

3. 交通安全運動に協力

「みんなの交通安全教育推進運動『スタートかながわ』」を推進する高P連と校長会の活動に協力し、補助金を交付します。

4. 各団体の安全啓発・安全対策事業に協力

高P連、校長会、県高等学校体育連盟、高文連、県立高等学校定時制通信制教頭会の実施する安全啓発・安全対策事業に協力し、補助金を交付します。

5. 『安全振興会報』の発行

年2回（9月・2月）本会の事業内容の紹介や安全に関する情報の提供に努めます。

III 修学奨励金、供花料の給付

修学奨励金

- (1) 「修学奨励金給付基準」(第2条)に該当する者、または、
- (2) その他特別の事情で学資の支弁が困難な者を対象に修学奨励金の給付を行います。

給付月額 6,000円

採用人数 全県立高校の全・定・通課程につき各1名。全県立中等教育学校各1名。

推薦と採用 他の奨学金の給付を受けていない者（貸与は可）で、各校長から推薦された生徒を採用します。

その他 この奨励金は返還の必要はありません。

修学奨励金給付基準(第2条)

- (1) 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則（省略）第8条第1項の規定により授業料等が免除される者
 - ① 経済の主体をなしている者が、当該年度中に災害を受けたこと、又は、保護者の死亡、傷病等により、地方税法（省略）の規定により、保護者等の市町村民税の所得割が51,300円未満となる者
 - ② 生活保護法（省略）に基づく保護を受けている者
 - ③ 生活保護法に基づく保護を受けている者に準ずる者で、地方税法の規定により市町村民税の所得割を納付していない者
- (2) ① 県立学校の授業料等の徴収に関する条例施行規則第8条第3項の規定により授業料等を免除される者
 - ② 児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している者等

供花料

1. 生徒が死亡した場合（学校管理下か否かは問わない）、10万円を給付します。

※詳細は「運営規則」をご覧ください。（本会ホームページで閲覧できます。）

2. 供花料請求の手続き

学校を通して、本会に供花料支払請求書を提出します。本会は規定に従って供花料を会員（保護者）の口座に振り込みます。会員（保護者）と学校長宛の供花料支払通知書を学校に送付します。

3. 供花料の請求をする権利は、死亡した日から3年間行わないときは、消滅します。

平成 28 年度作文コンクール

安全振興会では、生徒の皆さんの安全意識の高揚を図るために、「安全」又は「健康」をテーマに作文コンクールを実施しています。今年度も素晴らしい作品が870編も寄せられました。王尾富美子委員長、桐野輝久副委員長、萬俵好明、宮代哲彦、萩元幸治、井上讓委員の6人の元校長先生に審査をお願いしました。最終選考会議では、最優秀2編、優秀6編、佳作38編が決定されました。この中から最優秀に選考された作品を掲載しました。

最優秀賞

会いたい人

県立大和西高等学校 二年

高田 夏美

「信号を守ればあなたにまた会える」と聞いて、どんな感情がみなさんに湧くだろうか。冒頭の言葉は私の通学路に貼られている標語だ。初めてこれを見た時は、あまり気に留めることなく、むしろ何も変わらない日常の景色に溶けこんでしまっていた。だが、その言葉が胸に深く突き刺さる日が来るのは、そう遠くはなかった。

とても日差しが強かったあの日の朝、私は友人と遊ぶ約束に遅刻しそうになっていたので、一刻も早く着けるよう精一杯自転車を漕いでいた。しかし、そんな私の前に現れた横断歩道。信号は赤く光り、私を制止する。しかし、その横断歩道は人の往来も車の往来も少ないことを知っていた私。「ごめんなさい、今回だけは。」日差しの強さに急かされるように私がペダルに足をかけ漕ぎだそうと少しづつ前に自転車を押し出したその時だった。「危ない！」その声が耳に届き、すぐに自転車を引つ込めると、数センチもないすぐ横で、私と同じく自転車で乗っていたおばあさんが力強くブレーキを握っていた。「すみません、大丈夫ですか。」私はそう言って駆け寄った。

ゆっくりと自転車を降り、私の元へ歩くおばあさん。私の心の中は怒られるだろう、ということだけだった。だが、そんな私の気持ちを知っていたかのように、おばあさんは優しく私に微笑みかけてくれたのだった。「急いでいたのかい。」そして静かに、おばあさんは私の心に届くように丁寧に言葉を続けた。「もし、人と会うために急いでいたのなら、その時こそ、しっかり信号を守りなさい。今、車が来ていたら、あなたが会いたかった人に会えなくなってしまうでしょう。それはとても悲しいでしょう。」そう言い終わると、「気をつけていってらっしゃい。」と言って走り去ってしまっただけだった。

私はしばらくその場に呆然と立っていた。自分の行動を深く恥じた。そして、おばあさんの言葉が私の頭の中を駆けめぐった。「会いたかった人に会えなくなってしまう。」確かにそうだと思った。同時に、いつも見ていた風景の中のある標語も、ふと現れた。「信号を守ればあなたにまた会える。」通学路に貼られていただけの言葉を心に強く留めた時だった。もしあのままぶつかっていたら、そしてそれがもし自転車でなく車だったら、きっと後悔で満たされていただろう。

交通ルールは、自分の身だけを守るのではないと思う。これから始まる思い出も守ってくれる大切な約束だと私は考える。横断歩道のボタンを押した私は、これを伝えていこうと強く決意した。

最優秀賞

いつでも地域に安心を 〜地元野菜で備えを常に〜

県立吉田島総合高等学校 二年

井上 友花

私は今、「開成弥一芋」について研究を行っています。開成弥一芋とは、神奈川県開成町で栽培されている特産品で、甘くねっとりとした食感が特徴的な、煮物などにしても煮崩れしないとても品質の良い里芋です。しかし、戦後、米作や新しい品種の台頭により生産量が激減。生産している農家はごくわずかとなってしまい、幻の芋と呼ばれています。「美味しくて町に由来がある開成弥一芋を復活させよう」と二〇〇九年から「開成弥一芋研究会」の皆さんが取り組みをスタートさせました。ちょうど、私が中学二年生の時、開成町唯一の中学校、文命中学校では、給食に開成弥一芋を使ったカレーが出されました。あの時の弥一芋カレーの味は未だに忘れられません。

そんな弥一芋に興味を持った私は、高校入学後「開成町弥一芋研究会」に連絡を取り、まちづくり部産業振興課の方も交え、町役場で話し合いを持った結果、普及が今一つ進んでいないことや、栽培を続けていく上での問題点があることを知ったのです。そこで、高校生の私に出来ることは何かと考え、栽培用の種芋生産と普及活動に焦点を絞り、問題点を解決していくことを話し合いました。

栽培をしていく中で、ブランド化していく開成弥一芋には、規格外の芋ができることを知りました。この芋を何とか利用できないかと考え、学校の製粉機を使用した製粉を思いつきました。粉にすれば、パンやうどんが作れますし、収穫期の冬だけでなく、一年中、開成弥一芋を食べられます。

そう考えていた時、熊本の大震災のニュースを耳にしました。そして連日放送されるニュースのインタビュウの中で、「非常食も食べ飽きて、地元の野菜が食べたい。」「お母さんの料理が食べたい。」といったお年寄りや子どもたちの声を聞いたのです。その時開成弥一芋を粉にすることによって保存食ができるのではないかと考えました。私たちが暮らす日本は災害による被害が多く、いつどこで被害に遭うかわかりません。もし被災したら、毎日不安や恐怖で眠れなくなってしまうことや、ストレスを感じることもあるでしょう。しかし、避難生活の中で食事に私たちが普段食べている地元の食材が入っていたらどうでしょうか。保存食の中に身近なものがあるだけで、安心感が繋がるのではないかと思います。

元々里芋というのはカリーが他のイモ類よりも低く、カリウム、食物繊維が多く含まれていて、肥満症の元となるコレステロールの増加抑制が期待されています。避難生活をするなかでも常に健康でいてほしい。そんな思いもあり、この開成弥一芋が保存食に適しているのではないかと考えたのです。

今はまだメニューの試作段階ですが、不安な状況でも地元の食材で安心感を持ってほしい。そんな夢の実現のため、「地元野菜で備えを常に」を心に刻み、私の活動はまだまた続くのです。